5　虚偽の特定原産品申告書等を交付した者等に対する罰則

虚偽の記載をした特定原産品申告書等を交付した者、及び税関職員による質問検査を正当な理由がなく忌避した者等を罰金に処することとした。（第九条～第一一条関係）

6　その他

用語の定義並びに農林水産大臣及び経済産業大臣との協力等について、所要の規定を設けることとした。（第二条、第六条～第八条関係）

7　施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行することとした。

◇統計法施行令の一部を改正する政令（政令第三六〇号）（総務省）

1　薬事法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第八四号）の施行に伴い、別表第二の七の項に規定する医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする基幹統計の目的について所要の改正を行うこととした。（別表第二関係）

2　この政令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年一一月二五日）から施行することとした。

◇平成二十六年十月十三日及び同月十四日の暴風雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三六一号）（内閣府本府）

1　平成二六年一〇月一三日及び同月一四日の暴風雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三六二号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第八六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は平成二七年九月一日とすることとした。

◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（政令第三六三号）（金融庁）

1　金融商品取引業から除かれている店頭デリバティブ取引のうち、電子取引基盤を提供する行為を金融商品取引業として定めることとした。（第一条の八の六関係）

2　電子取引基盤の提供を行う金融商品取引業者の最低資本金の金額を三億円とすることとした。（第一五条の七関係）

3　当局の許可を得て金融商品取引業者等に電子取引基盤の提供を行う外国の業者として電子取引基盤の提供を行うことができる場合として、有価証券関連業を行う者を相手方とする場合に準ずる場合等を定めることとした。（第一七条の一〇の二関係）

4　電子取引基盤の提供を行う外国の業者の許可にあたり必要となる同種類の取引に係る経験年数を一年とすることとした。（第一七条の一〇の四関係）

5　電子取引基盤の提供を行う外国の業者の最低資本金の金額を三億円とすることとした。（第一七条の一〇の五関係）

6　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二七年九月一日）から施行することとした。

◇下水道法施行令の一部を改正する政令（政令第三六四号）（国土交通省）

1　特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれるカドミウム及びその化合物に係る排水基準を強化することとした。（第九条の四関係）

2　この政令は、平成二六年一二月一日から施行することとした。

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第三六五号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　出産育児一時金等の額について、四〇万四、〇〇〇円とすることとした。

2　七〇歳未満の被保険者等に係る高額療養費及び高額介護合算療養費について、新たに標準報酬月額八三万円以上の者の区分及び標準報酬月額二六万円以下の者の区分を設けるとともに、それぞれの区分における算定基準額等を定めることとした。

3　指定健康保険組合における指定の要件及び健康保険組合の準備金の積立てについて、当分の間、保険給付に要した費用の額については、一年度当たりの平均額の一二分の二とする特例措置を設けることとした。

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の一部改正関係（第二条～第一一条関係）

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令、船員保険法施行令、私立学校教職員共済法施行令、国家公務員共済組合法施行令、国民健康保険法施行令、地方公務員等共済組合法施行令、介護保険法施行令、健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令について、一の改正内容に準じた改正を行うこととした。

三　施行期日等

1　経過措置（附則第二条～第二五条関係）

この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

2　施行期日

この政令は、平成二七年一月一日から施行することとした。ただし、一の3及び二（一の3に準じた改正に係る部分に限る。）に掲げる事項は、公布の日から施行することとした。